

第5回 国立市介護保険運営協議会

平成28年1月15日（金）

【林会長】

こんばんは。それでは、定刻となりましたので、第5回国立市介護保険運営協議会を始めます。

まず、前回第4回の運協の議事録についてですが、事前に配付、郵送されていると思いますが、何かお気づきの点、ございましたでしょうか。

はい、山路委員。

【山路委員】

固有名詞ですので訂正をお願いしたいと思うんですが、一番最後のほうの14ページのところで、下から4行目の、地域包括ケアが最初に始まったと言われている「広島県のミスギ町」と片仮名で書いてあるんだけれども、これは御調町という町で、たしか調べるという字でみつぎちょうと読むんですが、それをちょっと直しておいてください。固有名詞だから、こういう片仮名で間違ったらまずいですね。

それからもう1点、23ページのところで、ちょっと新田先生の発言を私が訂正するのも筋違いなんだけれども、私の名前を間違っているので、あえて僭越ながら訂正させていただきたいと思うんですけれども、新田委員の話の中で、この真ん中のところの、いわゆる一橋であったシンポジウムの説明で、「宮地さんがコーディネーターをやるんですが」とあるんですが、これは山路の間違いですので、これも訂正しておいてください。

以上2点です。よろしくをお願いします。

【林会長】

はい、田村委員。

【田村委員】

済みません、私もちょっと、私が間違っただけなんですけれども、できましたら正しい言葉に直していただきたいんですけれども、17ページの私の発言の上から4行目の「ソーシャルコミュニティーワーカー」、これはコミュニティーソーシャルワーカーの間違いですので、ここをちょっと訂正していただけないでしょうか。言葉が2つほど入っていますけれども、お願いします。

【林会長】

2カ所ですね。

ほかにございませんでしょうか。

木藤委員。

【木藤委員】

あれ、事務局からはないですか。2ページのところ、おかしくないですか。2ページの中の下から4段落目の最後、「そのような」、ここが抜けているんですけれども。

【林会長】

はい、そうですね。

【木藤委員】

事務局からないのかなと。

【林会長】

2ページの下から十何行目かの、「資料ナンバー9の要点報告の中でもそのような」、

消してある。何か消して……。

【川田（キ）委員】

ああ、ここね。

【木藤委員】

文章になっていないです。

【川田（キ）委員】

文字が抜けている。

【林会長】

じゃあここはどなたか。今直ちには。事務局のほうで訂正してください。今ちょっとわからないようなので。

場所はわかりますよね。

【事務局】

2 ページ、はい。

【林会長】

ほかにございませんか。はい、ありがとうございます。それでは、ご指摘の点と、それから事務局についてはなるべく訂正していただきたいと思います。ということで、訂正の上、公表とさせていただきます。

本日の議題は大きく2つありまして、1つ目が介護保険特別会計12月補正予算概要と介護保険条例改正についてであります。12月議会がありまして、そこで介護保険特別会計の補正予算案と介護保険条例改正案を提出し、可決されたそうであります。その内容について事務局から説明していただきます。

では事務局、お願いします。

【川田（キ）委員】

その前に質問があるんですが。

【林会長】

そうですか、じゃあちょっと。では川田委員。

【川田（キ）委員】

この運協自体が3カ月開かれなかったということの説明をしていただきたい。どうしてこう開かれなかったのかというのは、ちょっと全然理由がわからないので、お願いします。

【林会長】

では事務局。

【事務局】

よろしいでしょうか。まずは、前回9月以降運協が開催されていなかったことについてはまことに申しわけございませんでした。前回9月の介護保険運営協議会の中で、生活支援体制整備事業のスケジュールについて、一度箇条書きのスケジュール表を出させていただいたところでございますが、その際に、生活支援体制整備ということにつきまして、箇条書きで報告を出されただけでは、生活支援体制を整備ということ自体が一体どういうことであって、市が今後直面するであろう課題であったり、それに対する施策であったりという全体の中での生活支援体制というところが非常につかみにくい、そのうちの部分的なスケジュール感を出されても、一体どういう大きな目的に向かって進んでいくのかということが非常に判断しづらいというご指摘を受けまして、検討部会の中でそういった全体の中での新総合事業であり生活支援体制というものをどう捉えていくのかということ、今後、住民主体の研修等を考えていくときに、市民の方にも

わかりやすい、そういった考え方の見せ方というのを検討したいということで、全体会の中ではなくて検討部会の中で、そういった考え方であったり施策の位置づけであったりというところを検討していきたいということで、この間、10月と12月に検討部会と正副会長の確認という形で正副会長打ち合わせ等を開催させていただきまして、その中で、わかりやすい、納得のいく、全体像の中での生活支援体制というものの図示を考えて、そしてその完成を見たところで、今回、1月になってしまったんですけれども、全体会を開催させていただいたというところでございます。この間、本来でしたら途中経過なり資料を送っていただければよかったんですが、なかなかうまくいってできておりませんで、資料だけで送ってもわかりづらいかというところで、今回開催までお見せすることができなかったことをまことに申しわけなく、おわびいたします。

【林会長】

よろしいでしょうか。

【川田（キ）委員】

今度ないと思うんですが、中止させていただくことになりました、中止させていただくことになりましたという、こういうだけだったので、何で中止になったのかという意味が十分伝わらなかった。今度はそういうのも入れて、私たちは市民のための代表で入っているので、連絡していただければと思います。

【事務局】

わかりました。申しわけございませんでした。

【林会長】

それでは、議題2の介護保険特別会計12月補正予算概要と介護保険条例改正について、事務局からの説明をお願いします。

【事務局】

それでは皆様のお手元にございます資料ナンバー11、「平成27年度介護保険特別会計補正予算（第4号）案の概要」というホチキスどめされましたA4横長の資料をごらんください。今回、介護保険特別会計の補正予算ということで、全体としましては304万4,000円歳入と歳出を増額するという形で補正予算を組んでおります。今回の補正予算のポイントとしましては、基本的には、歳出、出ていくお金のほうですね、使うお金のほうの見直しと、それに伴って介護保険法でルールづけされています国庫あるいは東京都の負担金等である歳入の見直しを図って歳入と歳出のバランスをとるという形で補正予算をつくっております。

1枚めくっていただきまして、見開きの右側3ページ目、歳出のほうから説明させていただきます。まず一番上に総務費というものがございます。こちらは通常、事務に当たって使うような経費を入れている部分でございますけれども、その総務費の中で、総務管理費といまして人件費関係が減額ということになっております。こちらは育児休業等で休職した職員、あるいは人事交流で介護保険係に派遣されていた職員が年度途中で元の職場に戻っていった等のことによって執行見込みが減額になった部分での給料部分を300万円マイナスする補正を出しております、その下に共済費とございますプラスで補正しておりますのが、いわゆる一般の会社でいうところの健康保険や年金に当たる部分の費用でございます。こちらの共済費がプラスになっていますのは、通常の会社の標準報酬月額制という社会保険料の算定方法があるんですけれども、そちらが公務員にも適用されることになって、その共済費部分が増額されたという部分での補正でございます。

次に介護給付費という大きなくりがございます。こちらは介護保険事業を行ってい

くに当たって、市民の方、被保険者の方が介護保険を利用された際に利用した事業所に対する保険給付を行うというのが介護給付費の主な成り立ちになってございますけれども、その介護給付費のうち、執行見込みによる増額が見込まれた部分がございます。1つが介護予防サービス計画給付費429万2,000円の増額、そしてもう一つが高額介護サービス費1,187万7,000円の増額とございます。介護予防サービス計画給付費といいますのは、地域包括支援センターが要支援の方の保険利用についてのプラン、介護予防支援計画というのですが、そちらのプランを作成したときの保険から出る報酬ということになります。こちらが当初見込みよりも多かったという理由で、429万2,000円の増額となります。当初の見込みよりも多かった理由というところなんですけれども、新総合事業を実施するに当たって、新総合事業のみを利用する被保険者の方がいた場合は、こちらの保険給付による計画給付費ではなく新総合事業からお金が払われるというルールになっておりましたので、新総合事業へ移る被保険者の方が相当数あるのではないかと考えてつくられた数字だったわけですが、こちらが実際には新総合事業のほかに福祉用具の貸与であるとか他の介護保険サービスを使う方が思ったより多かったと。その場合には、保険給付と新総合事業を同時に使った場合には、地域包括支援センターが作成するプランの報酬は保険から払われるということになっておまして、その分、思ったより多くのお金が介護予防サービス計画給付費として出ていくということが判明したために、プラスの補正をかけております。

もう1つの高額介護サービス費、こちらにつきましては、ちょうど医療保険の高額療養費という制度と同じような考え方のサービス費となっております。被保険者の方が介護保険を使ったときに1割あるいは2割の自己負担額をお願いしているところでございますが、その自己負担額が法律で定めた一定金額以上になった場合に、その一定金額を超えた金額について高額介護サービス費として1カ月単位での自己負担額の補填をするという制度があるのですが、こちらが今年の8月から始まりました2割負担、所得に応じた介護保険利用の負担が2割になるという制度がスタートしたのですが、そちらの影響で自己負担額が線引き以上の、基準額以上の負担をされる方が出られたということで、そこに対して高額介護サービス費が払われるということが当初想定していたよりも多く出てまいりましたので、1,187万7,000円の増額となっております。

次に、地域支援事業費でございます。こちらは介護保険の本体部分である保険給付のほかに、予防事業といまして寝たきり予防のための取り組み、あるいは包括的支援事業といえます総合相談といったような事業、こういったものに使われるお金が地域支援事業費となります。今年度国立市が取り組みを始めました新総合事業、介護予防・生活支援総合事業ですが、こちらの新総合事業も地域支援事業の中の一類型ということになります。こちらにつきましては、マイナスの補正、減額補正というのをとり行っておりまして、まず人件費につきまして、総合相談事業に想定していた職員が、当初予算のときと人員構成が、人がかわったということでの増額。そして包括的・継続的ケアマネジメント費につきましても、そこに想定していた人員の人がかわってきたということでの増額。そしてマイナス206とあるのは、これは1,000円単位の表記ですので、20万6,000円のマイナスというのが、認知症総合支援事業費として計上していた事業の費用が、国のほうのルール解釈が変わったことで一般介護予防事業費に振りかえられるということでのマイナス。下のほうに逆にプラス206というふうに出ているというのが介護予防事業費のほうに引越したというようなところでございます。

そして介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、執行見込みによる減額ということで1,598万7,000円の減額と、それから介護予防・ケアマネジメント事

業費、こちらのほうは総合事業を利用された方の地域包括支援センターが策定していくプランの報酬というところでの増額というところがございます、こちらが414万4,000円の増額という形になっております。トータルとしましてマイナス補正とプラス補正、減額と増額がございますので、歳出合計としては304万4,000円の増額ということになっております。

介護保険の制度では、使うお金に対して、国、都道府県、市町村、そして被保険者の4者がそれぞれお金を出し合うということになっておりますので、歳出のほうのお金が304万4,000円変わったということに依じて、保険料や国庫支出金、支払基金交付金、東京都支出金、それから繰入金とありますのは、市町村が一般会計から特別会計にお金を入れるときの名称なんですけど、こちら繰入金というものがトータルで変わっていきまして、それぞれが保険給付のプラスに応じたプラスであったり、あるいは地域支援事業のマイナスに対応したマイナス補正をしております。ということで、こちらのほうもトータルとして304万4,000円の増額ということで、歳入と歳出のバランスをとるという形になっております。以上が平成27年度の介護保険特別会計の補正予算（第4号）案ということで、こちらのほうが12月議会で可決されております。

そしてもう一つ、資料ナンバー12という縦長のA4の紙をごらんください。こちらは介護保険条例の一部を改正する条例案というタイトルがついておりますが、そのタイトルのとおり、今回、介護保険条例の改正を行っております。内容といたしましては、まず、介護認定審査会という、市民の方が介護保険を利用する際の介護保険の要介護度、要介護1であるとか要介護3であるとかといったような介護保険の利用の際の介護度を決定していく介護認定審査会という審査会がございます。こちらの定員を増員するという改正を行っております。条例上は26人とあったものが32人といたしまして、今までこの26人で4つの会を構成して、4つの会で認定申請者の方の審査を行っていたわけですが、5つ目の部会を創設することで、1つの部会当たりの審査の負担を減らすという考えで、定員26名と条例にあったものを32名ということで改正するということになっております。

そしてもう一つ、一番下のほうの段に「第13条第2項」中云々とあって、「住所」とあるのを「住所及び個人番号」というふうに改正するという文言があります。こちらはいわゆるマイナンバー、特定の個人を識別するための番号というふうに言われているんですが、このマイナンバーの法律が本年1月から施行されております。その施行に先立ちまして、実はマイナンバーの利用というのが介護保険の各種の手続の中で必要になってくることがマイナンバーの法整備の中で決まっておりますので、それに対応するために、ここにあります介護保険の手続の関連に出てくる文言を、今まで「氏名及び住所」とあったものを「氏名、住所及び個人番号」ということで表記を改めるということを取り行っております。

そして、この紙の一番下のほうに「第14条第3項各号列記以外の部分中」云々と書いてあります。実はこちらのほうは保険料の減免の手続についてのルールの変更でございます。もともと介護保険料は市の税金と同等の扱いということを取り行っておりまして、市の税金については今まで減免の手続は納期限がやってくる7日前までに申請をしなければいけないというふうにあったんですが、そちらが、市税賦課徴収条例に規定されている納期限前7日とあったものが納期限と、その納期限の当日に申請すればそれで減免の申請の手続を行うことができるということになりましたので、それに呼応して介護保険料の納付書払いにおける納期限。それから、この「支払日前7日」を「支払日」とありますのは、年金天引きで保険料を納めていただいている方につきましては、

年金天引きをする年金の支払日の7日前というふうに規定していたものを、その年金の支払日当日に改めるというふうにしたものでございます。また、こちらの減免の手續につきましても、「氏名及び住所」とあった申請書の中に記載されるべき項目というのは、「氏名、住所及び個人番号」というふうにマイナンバー対応のために改まっているというところでございます。

基本的には、認定審査会の定数を増やすというところ、それから保険料の減免についての手續を税のほうの変更に合わせて直すというところ、そしてマイナンバーの法律が施行されることに伴って介護保険の諸手續の中にマイナンバーが入ってくるというところを条例上規定しているというところの3点についての改正を行ったというところでございます。

以上でございます。

【林会長】

ありがとうございました。今の報告につきまして、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

関戸委員。

【関戸委員】

このマイナンバーですけれども、これによって、条例の条文が13条第2項と14条第3項と書いてあるんですが、それは具体的には、その今言った保険料減免の申請手續のことなんですか。

【事務局】

はい、さようでございます。

【関戸委員】

そうすると、今までは基本的には氏名、住所だけでよかったものを、マイナンバーも同時につけなくちゃ受け付けないという趣旨になるんですか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

マイナンバーの取り扱い、こちらのほうは行政が行っている窓口業務一般、全般に出てきているところなんですけど、法定業務につきましてマイナンバーを使って申請していただくというところが今回1月から施行され始めているところでございます。その中で、今、委員さんのおっしゃったとおり、保険料の減免の申請のときにマイナンバーを申請書に書き込んでいただく、そしてそのマイナンバーの確認を行政側が行うということなんですけど、そのマイナンバーが書いていないということで、即申請書を受け付けないということはございません。あくまでマイナンバーの記入はお願いしてまいりますけど、本来、マイナンバーは事務上の効率化を図るために導入していく制度ということでございますので、このマイナンバーが入っていないということを理由に申請書を受け付けないということではなくて、記入はお願いしていくわけですけれども、どうしてもわからない場合はとにかく一旦書類は受け付けるということで、その日に受け付けたという事実は変わりなく取り扱っていきまして、例えば後でマイナンバーの通知が見つかったというのであれば、そちらのほうのコピーを送っていただくであるとか、そういった形でお願ひしていくと。どうしてもわからないといったような場合には、行政側がその書類についての補完をしていくということはやることはできるというふうに担当部局とも確認はとっております。ですので、申請書自体を受け付けないということではなく、今までどおりきちんと受け付けていくということでございます。

【林会長】

今の聞いてちょっと質問したいことができたのですが、であれば、条例化するということは義務じゃないんですかね。というのは、マイナンバーを書いてほしいという項目は、この減免だけではなくてたくさんあるんじゃないですか。ちょっとそのあたり。

【事務局】

マイナンバーを書いていくという事務は確かにたくさんございます。例えば介護保険の認定申請ですね、こちらのほうもマイナンバーの記入をお願いしていくということになります。介護保険条例の中では介護保険の認定申請の事務手続についてまでは定めておりませんで、その部分は条例改正というところに入ってきていなかったというところでございます。ただし、どういった手続にマイナンバーが必要になるのかは国のほうから通知が出ておまして、各種手続についての提示、こういった手続についてはマイナンバーを記載してもらうようにということでの通知は来ておまして、それに基づいて、例えば条例ではなくて規則のほうに書いてあるような場合、規則にこういう手続をしてくださいと書いてあるような場合は、その規則を直してやるとか、あるいはその規則に様式というものとして登録されている、申込書、申請書の類いですね、そちらにマイナンバーの記載が必要になることが示されているものであれば、その様式を改正するという形での規則改正を行うということになるんですが、条例本体に書いてあるような場合、条例を直す場合には、議会に議案として提出していくということになって、条例の改正ということになるんですが、それ以外の例えば申請書に欄をつくってほしいというようなことでの国からの指導通達があった場合には、あくまで様式の改正ということでの事務的な形で進めさせていただいているところでございます。

【林会長】

一応、ご説明ありがとうございました。社会保障関係のいろいろな費用がかかるということで、介護保険もその例には漏れないので、事務費用も相当大変だと思いますので、窓口も大変だと思うので、そこが簡略化されたらいいのかなと思ったんですが、ちょっと窓口の対応は大変そうですが、まあそういうことなんですね、わかりました。

ほかに何かございますか。

はい、山路委員。

【山路委員】

今説明のあったマイナスの減額の額がちょっと大きいので伺いたいんですが、この介護予防・生活支援サービス事業費が執行見込みによる減として1,598万7,000円、約1,600万ぐらい、当初の予算よりマイナスの補正にしたということは、これは何か見通しというか、実際やられない事業があったということですね。そういうわけですか。

【林会長】

事務局。

【事務局】

ご説明します。こちらのサービス事業費につきましては、1,598万7,000円と、ほとんど契約差金の補正というような形でございます。内容は3つあります。1点目が、介護予防の短期集中のプログラムをやっております南市民プラザでの事業の中の送迎を廃止したというのが1つあります。その事業自体に予算化していた金額が990万円だったんですが、そのうち送迎の費用が600万近くかかるということがわかりまして、結果的に内部で検討して協議した結果、送迎を見合わせて、そのかわり、市内のくにごっこバスですとか、あるいはくにごっこミニというワゴンタイプのものの時間帯と調整をし

ながら、利用者の方にご案内をしてみようということで大きく減額したというようなことがあります。これにつきましては、結果、最初、行けるかしらというふうに感じていらっしゃる方も、バスを利用して行くことができまして、その後、状態が改善して一般の介護予防事業に参加しているというようなことも見えております。

2点目は、駅前で予定しておりましたスポーツクラブを活用した介護予防事業についてです。これは結果的に見送りという形になりました。その理由は、休館日に集団を相手にした定期的な事業はスポーツクラブは可能です。しかしながら、この事業の中身は短期集中で個別のプログラムを組んでやっていくという内容を想定していたということがございまして、この個別のプログラムをつくった上で対応していくことに関して、スポーツクラブは対応が難しいということになりました。まあ同じ時期に入って同じ時期に終わるような集団のプログラムであれば可能であります、平日も含めて個別のプログラムを立てた上で、例えば短期集中ですと3カ月というタームがございしますが、4月に3カ月の予定の方が入って、5月にまた入ってというようなことで個別にやっていくことについては、スポーツクラブが現状では対応できないということでありましたので、この事業を見合わせたということになります。これにつきましては、実施可能な拠点を引き続き探しておりましたが、年度内には実施ができませんでしたので、減額補正ということにしまして、来年度以降の対応について目下検討中でございます。その検討の内容の中に福祉会館のデイサービス自体が、指定管理から外れて、デイサービスで使っていた場所を予防のほうに活用できないかということで、目下検討中でございます。

3点目が、事業形態を変更したことに伴う減額でして、通いの短期集中のほうから訪問の短期集中に切りかえる内容を行いました。このことでの減額がございまして、これが223万8,000円。先ほどのスポーツクラブの契約見送りについては792万円ということで、都合合わせて1,598万7,000円という減額がございました。大幅な金額の減額ですので、予定していた内容ができなかったというようなことでもありますし、国の示した総合事業の中身、ガイドラインが出たのが平成27年に入ってからというようなこともあって、かなり全体が混乱する中でやってまいりましたが、1年そろそろたちますので、来年度以降はさらに短期集中と、あと地域での介護予防の基盤づくりに向けて全力でやっていくというようなことで今回補正をさせていただいたということでございます。

【山路委員】

はい、わかりました。

【林会長】

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、3番目の議題は検討部会報告であります。先ほど事務局からも説明がありましたが、9月18日に前回の運営協議会を開催してからかなり時間が経過してしまいましたが、この間に検討部会、正副会長会を1回開催しまして、新総合事業の訪問型サービスの研修のあり方や住民ボランティア等による支援を促進していくために、国立市の高齢者施策について市民にわかりやすいものを策定し、それを研修へとつなげていこうということになりまして、その案を検討するのにかなり時間を要しまして、今日に至ったわけです。今後の研修スケジュール等を含めまして、これまで議論された検討部会の報告を事務局よりお願いします。

それでは、最初に検討部会長の副会長、お願いします。

【新田委員】

前回の介護保険協議会で話されたことを委員さん方もご記憶だと思いますが、国立市

におけるさまざまな事業というのが縦書きも横書きも含めて結構多くやられているのはご承知だと思います。それで、それらがやられている中で、今回、総合支援事業等の新しい事業が加わって、さらに地域包括ケア体制をつくるということで、平成30年までにつくらなければいけないというような、1つ厚労省からも来ております。その中で、あのような形ではわかりづらいということも含めてありまして、それで、そのことでわかりやすくするというので、まずつくり上げる作業に入りました。その意味で、大変な作業でございますので、検討部会プラス行政の企画のメンバーも含めて入っていただいたと思いますが、そこでフリートーキングをして、その上で今回のものを何回か重ねてつくったということをご承知ください。あとは事務局で説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

【林会長】

はい、では事務局、お願いします。

【事務局】

ではご説明させていただきます。9月の運協のほうで最初に出したものがパワーポイントのほうに、かなり前なので、そこに出させていただきます……。

【林会長】

こちらのパワーポイントを見るということですね。

【事務局】

はい、ちょっと見ていただければと思います。9月にこちらのほう、事務局で出させていただいたのが、事業を羅列して時期を書いたということで、1枚めくっていただいでよろしいですか。こんな表を出させていただきました。ただ、これだけでは事業が協議会だとか研修だとかということでただ羅列してあるだけだということで非常に見にくいというのが9月だったと思います。それで、検討部会のほうで、資料ナンバー13、お手元のところに検討部会等要点報告がございますけれども、10月と12月に検討部会をさせていただきますして、やはり施策全体がわかる中での方向性と、あとこういった事業がどういうふうに位置づけられているかということが、全体が見えないことにはということで、皆様に、検討部会の方々にご協力いただいて、絵柄を少しずつ修正して描かせていただいできました。

ちょっとめくっていただいで、最初にとりあえず事業を羅列しようというか取り上げようということで、こんなところにそれぞれの事業をカード形式で張ったような作業をしました。そのときには、事業は何をやっているかということとはたくさん出てくるんですけども、やはりそれだけでは施策というところの視点が入っていないということで、その次のときには国立市の施策として企画のほうも入っていただいで、全体像を描こうということになりました。

で、次の10月に正副会長会というところを出させていただいたのが次のポイントになるんですが、ちょっと絵柄を描き始めまして、ちょっと見にくいんですけども、とりあえず一番上にきちっと目指す姿を書いていこうと。これは最初、武蔵野市のを参考にそのまんまを書いたんですけども、それを国立市の目指す姿、規範をきちっとつくろうというところで、そこを12月の検討部会でももんでいただきました。それから課題が赤いところを書いてあると思うんですが、虚弱、貧困、孤立という大きく3つの課題があるということを最初言っていたんですが、やはりその課題で書いていくと、どうしてもマイナスのイメージの虚弱、貧困、孤立ということなので、それは少しプラスのメッセージにかえたほうがいいんじゃないかというような意見も出まして、その後、「いきいき元気」とか「豊かな生活」、「つながり」というような文言にかえながらつ

くりました。その下に、じゃあ具体的にどんな内容が要るかというような、こんなふう
に書いていき、この図を縦にしたり横にしたり、いろいろ検討しながら、12月にもこ
ちらの図を横にしたものを出ささせていただいて検討しました。1つはまず施策の規範と
いうところを書こうということで、今回お手元にまとめさせていただいた資料の14が
こちらになりますけれども、まず、国立市における地域ケアということで、みんなで支
えるまちづくり。で、右の上に4つ丸で書いてあるかと思います。これが国立市が目指
す姿ということで、検討部会の中でまとめていったものです。安心して豊かな暮らしを
続けることができる、地域社会に参加できる、認知症や重度要介護でも住み続けること
ができる、ひとり暮らしでも住みつづけることができる、この4つが国立市の目指す姿
ということで皆さんからのご意見をまとめました。

先ほど課題というところで虚弱、貧困、孤立とあったのですが、それをプラスのメッ
セージにかえて、「いきいき元気」、「豊かな生活」、「つながり」というようなところ
がきちっと押さえられれば、先ほどの4つのこういった住み続けることができるまち
になるというような絵柄で花を、一番上のところに3つを設けてあります。それを支え
ていくのが、下にあります多様な生活支援ですとか、介護予防、健康づくり、保健医療、
住まい方というような、そのパワーポイントでいうと黄緑、オレンジ、赤のところ
にまとめた施策として位置づけました。この施策がどれが上でも下でもないというよ
うな意見がかなり交わされて、平面というかその同じ横並びにあるというような絵柄を
あらわしています。国立市の特徴としてもう1つ、オレンジの長い輪っかみたいなもの
があるんですが、セーフティネット、やはりそこになかなか健康づくりとか介護予防と
いったところに参加できないとか、多様な生活支援があってもなかなかそこで成り立
たないという方とかがいた場合にでも、必ずセーフティネットがあると、一番支えで、
どんな方でももちろんこういったところにつながっていくという、そこを入れさせてい
だきました。これが大きく国立市が目指す姿ですということを市民にもわかりやすく
いうことで絵柄にしてあります。

それから今度、少し具体的などころにおりてくるのが、その下になるんですけれど
も、「くにたちで住み続けられるまちづくり」というところを目指すに当たって、大きく
2つの検討機関、会議のところから提言をもらって進めていくというような流れにな
ります。左側のほうが地域ケア会議とありますけれども、こちらのほうでこのまちづ
くりを目指すときには何がというと、目標としては、高齢者個人に対するケアの充
実・社会基盤の整備ということで、個別支援から地域課題を明確にする。特にその
絵柄に書いてあります、こちらのほうで検討していく、構築していくのが、主に医
療・介護・福祉連携の構築ということで、絵柄では1人の個人の高齢者がいます。
そこにいろいろな医療だとか介護とか福祉の支援者たちが連携をとって支援して
いくという、こういった絵柄。ここの中で地域ケア会議で足りない課題は何かとかを
挙げて提言していくというのが1つ。もう1つのほうの右側に新総合事業で言わ
れてきています協議体・生活支援コーディネーター。この協議体は何を目指して
いくかということ、地域の互助により住民が安心して心豊かに暮らせる社会の
構築。いわゆる地域全体を見て資源開発、地域に不足するサービスは何か、担
い手の養成や活動する場の確保が必要という、ここのところで研修ということが
必要になってくるという位置づけになります。そしてネットワークの構築。絵で
見ていただくと、コミュニティーネットワークの構築というふうになりまして、
先ほどは個人だけだったのですが、これは地域ということで、例えば最近ちょっと
こんな話もあったのですが、団地の6階に住んでいる高齢者からごみ出しが
できない、麻雀だったら俺は出かけたよと言われてたり、灯油が重くて運べ
ない、自分たちで歩いて行

けるところだったら体操に出かけたいけれども等、いろいろな声があります。それを生活支援コーディネーターが拾い上げながら地域に、例えば灯油が重くて運べないのであれば、お店、商工会とかにお願いしてどこかが運んでくれるというような配達支援もできますし、ごみ出しができない場合なら、ちょっと支援というので、これから研修とかもして、住民主体のものになっていくと思うんですが、そういったところにつなげたり、そういった養成をしたり、あと歩いて行ける場所があったらいいなという場合なら、やはり居場所づくりとか自主グループ活動を紹介するというような、こういった地域のネットワークを構築していく。これを考えるのが協議体・生活支援コーディネーターであり、個別からの地域ケア会議と協議体がそれぞれ連携をしてというところも非常に大事なところになります。連携しながら両方で「くにたちで住み続けられるまちづくり」に上げていく。そうすることによって先ほどの4つの国立市が目指す規範につながっていくという1枚のスライドに落とし込みました。これでよいかどうか分からないのですが、一応案ということで、今までの検討部会の内容をまとめさせていただきました。

もう1つ検討部会で検討していったのが、やはり研修プログラムについてということでも話もさせていただきまして、やはり担い手の養成がコミュニティーネットワークのほうでも必要だということがありまして、資料14の2枚目のほうですが、介護予防・日常生活支援総合事業の研修体系について（案）ということを出させていただいております。左から行くと、まず検討プログラムをつくらなければいけないということで、前回からも早くしなければという話があるんですが、検討部会の中で2つの研修を考えていく、実施していくということです。1つ目は、訪問型Aの研修。50時間、旧ヘルパー3級程度の研修を受けていただいて、訪問支援ができるように登録していただき、そういった方が介護事業所に登録をして支援者になっていくという流れの研修が1本。それから、下のほうの住民主体研修では、4時間程度、日常サポート養成講座とあとプラスアルファ、また2時間ぐらいの研修をして、住民主体の、先ほどちょっとサービスとかの支援とか絵柄では書かせていただいたのですが、そういった簡易な支援者ということでそこにも登録していただいて、住民主体のBのサービスの担い手になっていただくというような流れで研修を実施していきたいと考えています。

この研修を、Aのほうにつきましては平成28年度、来年度に研修を実施して養成をしていく。住民主体のほうの研修については、すぐに内容を検討して、今年度、一度3月ぐらいには1カ所どこか住民主体の研修を実施していきたいと考えています。今回、皆さんのほうにお諮りしたいというのが、研修プログラムの検討部会で研修をつくっていくということで、それぞれ専門の方とかも交えた検討部会で研修をつくらせていただけたらというふうにもちょっと考えておりますので、その部分のご了解をいただければと思います。

事務局からの説明は以上です。

【林会長】

ありがとうございます。それでは、ただいま報告いただいた検討部会のまとめにつきましていろいろご意見をいただきたいと思うんですが、どこからでも。まず質問ですね、まず、いろいろとこの間、検討部会の中でやっていたので、初めて聞くということもあると思いますので、質問をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

はい、山路委員。

【山路委員】

私も検討部会の委員のメンバーの1人なんですが、これを見て、なかなかほんとうによくぞここまでという感じもするんですが、ただ、全体、ざっとした限り、何か1つ抜

けているんじゃないかというのは、多分真ん中のところの豊かな生活の中で、武蔵野市には明確に柱としてあった就労支援というか、高齢者の生きがい就労の問題ですね。これは介護予防にもなるし、それから千葉県でやっていたプロジェクト自体が、さまざまな就労をつくり出して、実際これから年金世代がますます苦しくなってくる中で、月々2万から3万、場合によっては5万ぐらい、二、三万稼げるだけでも大分生活面で違ってくるので、ということと、何より生きがい、元気高齢者をつくるということにもなるので、その柱をやはりどこかに入れ込んだほうがいいのではないかという感じがするんですけども。

【林会長】

新田委員。

【新田委員】

そのとおりでございます、それがここにある学び合いという一言で終わっているのもう少し何かご対応をですね。

【事務局】

はい、学び合いというのと、あと多様な生活支援の左側に、ちょっと潰れちゃって申しわけないのですが、ここに生きがい就労ということを入れさせていただいてはいます。

【新田委員】

あ、入っていますね。

【事務局】

済みません、ちょっと紙面上小さくなってしまってます。

【新田委員】

ああそうか。それで、つけ加えて、今の話で、先ほどの2枚目のスライドの研修プログラムの訪問型Aという、この名前がちょっとこれで、今のところこういう状態で、こちらのスライドですね、介護予防・日常生活支援の研修体系という、その中で、国立市独自の研修案をつくるということで、これは会場が一橋大学になっておりますが、一橋大学と共同でいわばエグゼクティブなコースですか、林先生。

【林会長】

はい、高度職業人プログラム……。

【新田委員】

高度職業……。

【林会長】

済みません。

【新田委員】

ということで、この訪問型Aの研修プログラム、50時間程度を、5名ぐらいのメンバーで3月までにつくり上げたいなと思っています。それは単にいわゆる介護等々の研修ではなくて、例えば心理学、財政学、何でも結構でございます。そういった退職後等も含めた人たちが、今、山路先生が言われたような、さらに生きがい就労、生きがいになるようなプログラムをつくって、計算すると、週2回やって半年でしたっけ、3カ月でしたっけ。

【事務局】

半年ぐらいは……。

【新田委員】

半年、結構かかるものになると思いますが、そういったことを組み入れていければというふうに思います。

先生、先ほどの説明。

【林会長】

先ほど、一橋大学を会場にしてというものは、まだあるわけではなくて、今いろいろと折衝中、検討中ではありますが、一橋大学で医療経済の職業人専門教育というのを力を入れていこうというプログラムがありまして、その中に位置づけられないかなというのを今折衝中ではありますが、ただ、もしこれがうまくいかない場合、また別の手段はありますので、せっかくですので、一橋大学という資源を活用する形で、市民の皆さんにこの地域における介護力というのですか、それを高めていただくプログラムを開発したいというふうに思っております。

いいですか、山路委員。

【山路委員】

ああ、結構ですけども、それで今のお話は、生きがい就労を多様な生活支援に入れているわけですが、これはこれでいいのかしら。多様な生活支援というのは、要するに生きがい就労を見つけないという支援をしているということでしょうかね。そういう位置づけですね。

【新田委員】

まあそうですね。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。はい、川田委員。

【川田（キ）委員】

訪問型サービスAのほうなんですけど、これはすてっきの事業所が入っているから、ここでされるのかどうかわからないんですけども、やっぱり訪問してサービスするので、家事援助にしても、実際の現場からこういうリスクがあるよとか、具体的なリスクの問題とか、あとは接遇とか、そういうものを含めてのものをプログラムの中にきちんと入れてもらって、生涯教育等もしながら、こういう実践の現場でのことも入れてもらいたいなというふうに。私、立川のほうでね。

【新田委員】

わかりました。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

まあ大枠はご理解いただけたということによろしいでしょうか。

【山路委員】

それともう1点ちょっと、まあこれはなかなか難しい話かもしれませんが、協議体・生活支援コーディネーター、この下のほうのですね、今回生活支援コーディネーターが置かれると、その人たちが中心になって進めていくという話でわかるんですが、いつも問題になるのは、地域ケア会議、それからそれを受けての医療・介護・福祉連携の構築という場合に、この図柄からすると、これでは本人に対してのつながりが真ん中にあるという感じになっているんですが、問題は、このつながりの構築、つまりこれの全体をつなげるコーディネーター役、かなめ役は誰なのかというのが、なかなかこれはやはりケース・バイ・ケースによって今は違うということになるんだけれども、やはり誰が中心になってこれを連携していくのかというのは、まあ多少入れ込んだほうがいいのかというんだけれども、じゃあどうするのかというのはなかなか難しいんですよ。

【林会長】

新田委員。

【新田委員】

おそらく今の話は、この連携というところのつなぎ役を、誰がではなくて、やはり上で、「くにたちで住み続けられるまちづくり」という中の何かの、例えばこういった介護保険運協とかこれから考えなきゃいけないわけですが、それが明確にしていくという話だろうなというふうに思いますが、そのとおりだと思います。

【山路委員】

はい、そうですね。

【林会長】

はい、田村委員。

【田村委員】

済みません。私も今、山路委員がおっしゃったようなことをちょっと考えていたんですね。実際にこの連携とかいろいろなものができていくときに、一体どこがほんとうに、具体的なことになってしまうんですけれども、窓口で、実際にその市民のニーズ、それから介護利用者のニーズをどこがどういうふうな形で把握していくのか、支援をしていくのかというところが非常に重要になってくるのかなというふうに思います。で、そういった意味では地域ケア会議というのがかなり重要な位置づけを持ってくるんじゃないかなと思いますし、この地域ケア会議そのものがネットワークになっていかないと、多分これは情報の共有とか、それからもう1つ、私はこの共有の後に協働という言葉を入れてほしいんですけれども、協働というのは、ともに働くというか、ともにじゃなくて協力の協ですね、協力の協ににんべんの働くという、一緒にともにやりましょうというそういうところもちょっと入れていただきたいなと思ったんですけれども、その辺をどういうふうに構築していくかということがかなりこれを実現させていくための一つのポイントになるんじゃないかなというのを私は考えました。

【林会長】

はい、ありがとうございます。

新田委員。

【新田委員】

もうご存じだと思いますが、今回はそれで私は文句ないと思いますが、地域のをつくるには、これは平面図なんですけど、実は縦型のいわゆるコミュニティー・ベースドという統合というのはあるだろうなと思っていて、そこは、例えば左側の地域ケア会議が何かという、まあ言えば、プロレベルの会議なわけですね。で、右側はセミプロあるいは市民レベルの中に入る、それが縦型の構造になると思うんですね。最初に、もっと言うと、いわゆるコミュニティー・ベースドというのと、そして縦型のは、やはりそこは微妙な立体系をつくるんだろうな。で、立体系をなかなかここに絵柄に出せないんですね。その意味で、今、田村委員が言われた話は、それは全体的にいろいろ微妙な考え方があるんですが、そこの中の1つのこの会議はどこのレベルをきちんと押さえていくのかと。まずプロレベルも押さえないといけない、その前にセミプロレベルがあって、市民レベルもきちんと理解しなければいけない。その市民レベルをどこにするのか、セミプロレベルをどこにするのか、プロレベルはどうするのかという縦型構造におおろかならだろうなというふうに私は現実には思っております。そのところの統合政策がこの絵柄で示せれば、誰がいて、みんなが活動しているのはこの活動をやっているんだよという話を絵柄にしたかったというふうに。その立体図をつくるのはなかなか難しい、これからいろいろなところでこの絵柄が、これが通れば議会も含めて出していくと思いますが、説明の中でやっていくしかないんだろうなと思います。だから、説明者が理解

しなきゃいけないですね。微妙な考えを皆さんお持ちなので、そののところも含めてそこを統合するような大きな目を持って理解して説明していくという、これからそういうことが求められるかなと私は思います。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

ちょっと今の地域ケア会議と協議体・生活支援コーディネーターのネットワークをさらに統合する、連携する、そういう何かが必要ではないかということだと思んですが、私はそうだと思うんですけども、そこがうまくできた自治体がまだないんじゃないかと思うんですね。私は、東京都に認知症対策推進会議というのがありまして、そちらの委員をやっています、そこで以前、地域仕組み部会というのがあったときがあるんですが、その地域仕組み部会というのはまさにそういう、ここで書いてあるプロレベルの地域ケア会議ではなく、地域ケア会議というような名前はつけるんですが、行政もそれから警察とか消防とか商店街等々も入った、医療・介護のプロだけではなく、市民だけでもなく、やはりまち全体を支えるような当事者でそういう大きなネットワークをつくっていこうというような構想がありました。で、練馬区と多摩市がそのモデル事業というのをやっていたんですけども、それなりに成果はあったと思いますが、やはりそういう大きな会議体というのは運営するのが難しく、ですから、地域ケア会議になるものはここにあるような専門家による連携をよくするというものに集約されて、こちらは和光市などではこの形で成果を上げてきているということだと思わなすね。だから、プロレベルの連携体制とセミプロ・アンド・市民のネットワークをさらに統合するというのは、これはちょっと国立市がこれから挑戦していかなければいけない課題なんだろうと思います。

田村委員。

【田村委員】

介護のほうでちょっと私もよくわからないんですけども、障害者の中では、障害者の自立支援協議会でしたっけ、自立支援協議会というのがありますよね。あれも国のほうから障害者をこれから支援していくときにつくりなさいということで、自治体から国、県単位とかでいろいろつくっていくわけですけども、国立にも多分ありますよね、今。何年か前から自立支援協議会が立ち上がってやっているんですけども、あそこはほんとうに市民から障害者から当事者の方たちからみんな入った中で、いろいろな課題を考えたり、それからそこでもって調整したりとかというようなものになっているんですね。大きなところだと、それぞれまた部会をつくったりして、就労支援部会ですとか生活支援部会ですとかいろいろな部会をつくりながら、全体にまちの中での社会基盤づくりをやっているというのが一つの目的になっているんですね。ですから、介護保険なんかでもそういったものができるのかなというふうにちょっと考えたりしたんですけども、かなり対象者が多くて、非常に支援内容もとても細かいので、そういったところまでは大変なのかなというような思いもありますけれども、やはり一つの例として障害者の中にはもうそういったものができているということをやっと、はい。

【林会長】

ありがとうございます。

新田委員。

【新田委員】

その意味でこの絵柄は大切なんですよ。この絵柄に今のことは全部含まれているんですよ、実は、今言われたことが。で、この構想の問題だけなんです。だから、この

絵柄に、単純な言葉の中に社会参加とかそういう言葉でしかあらわしようがないわけでございまして、そこに必要な問題があれば、そこにまた何とか委員会があって、検討会があって、何かというのがここから生まれるというふうに思えばよろしいと思いますよ。別々じゃなくて、一つの、何かというと市の規範が必要なんです。そのところをきちんと押さえていけば、何でもそこから生まれるんですね。それがないまちはこれからが見えないわけでございますから、それを私はやはりどこよりも、さっきの練馬とか多摩で現実何もできていない中で、国立がこれができたことは、私は武蔵野市に続いていいものができたと思いますよ、それは。

【田村委員】

絵柄上はできているけれども、これを実際の形にしていかなきゃいけない……。

【新田委員】

それは皆さんの役割ですね、はい、そういうことです。

【田村委員】

皆さんじゃない、私たち。

【新田委員】

はい。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

それでは、この絵柄についてはおおよそ理解いただけただけということで、先ほど事務局のほうから紹介がありましたが、この訪問型Aの研修プログラムを具体的につくっていかうということで、会場は一橋大学というのがありますが、先ほど事務局のほうからこの研修プログラムをつくる、この部会ですね、何か名前をつけていましたっけ。

【事務局】

プログラム委員会。

【林会長】

プログラム委員会。プログラム検討委員会ですかね、それを立ち上げたいということなんですけれども、あ、ここにありますか、研修プログラム検討部会ですか。研修プログラム検討部会を立ち上げたいと。これは両方含むんですかね、住民主体研修のほう。

【事務局】

さようでございます。

【林会長】

そうですか。ということで、研修プログラム検討部会の取り組み課題は、ここにあるような訪問型A研修と、それから住民主体研修のカリキュラムというのですか、研修プログラムの作成ということで、これをこの検討部会を立ち上げて進めていきたいという提案であります。これについてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、では、この研修プログラム検討部会の立ち上げをこれから進めて取り組んでいきたいというふうに思います。

ほかにもしなければ、検討部会等報告の3番目の議題はここまでにして、その他に移ってよろしいですか。はい。

それでは、事務局からその他についてお願いします。

【事務局】

その他ということで、幾つか報告させていただきたいことがございます。

まず1つは、一昨年、地域密着型サービス、グループホームと小規模多機能型の事業につきまして公募を行い、それぞれ事業者が内定したうちのグループホームにつきまし

て、昨年の11月から開業されたということをご報告させていただきます。名称が「かたりぎ」という、入居される高齢者の方一人一人が自分の人生の物語の語り手であるという意味合いで「かたりぎ」というような名称でということで、開業を昨年11月にされております。場所は国立市の谷保地区、文化幼稚園という幼稚園があるんですが、そのちょっと東側に開業されているということでございます。

もう1つが、富士見台2丁目にお住まいだった市民の方が亡くなられて、遺言によりましてその方の自宅の土地建物を高齢者のためにということで遺贈されるといったことがございました。こちらのほうは今現在、遺贈について国立市が受け入れるということで、不動産の名義の書きかえが終わったところでございまして、今後また幾つか動きが出てまいりましたら、またこちらの介護保険運協にも報告させていただきたいと考えております。

あともう1点、その他の中で介護保険運営協議会の各委員の方の任期でございまして、本年の3月4日までというふうになっております。途中から入られてまだなられたばかりの方もいらっしゃるのですが、通常、任期は2年となっております、この間、亡くなられたり、委員をやめられた方もいらっしゃる、新たに入られた方につきましても、ほかの委員の方と同様、本年3月4日までという任期になっておりますので、各推薦団体への推薦依頼のしるし等とか、これからまた事務局のほうでさまざまな事務手続に入っていくかと思っておりますが、よろしくお願いを申し上げます。

それから、次回開催ということで、2月19日金曜日を予定しております。皆様ぜひ日程のご都合のほう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

【林会長】

ありがとうございます。その他の幾つかの事項、説明がありましたが、何かご質問等ございますか。

この間、この運協が何回かできなかつたことで先ほどご指摘がございましたが、2月19日は、もうこれは確実ですか。これはまあこれから正副会長で議題の整理などさせていただきますと思っておりますが。

【新田委員】

その日は私、欠席なんです。

【林会長】

副会長がちょっと出席できないようですが、ちょっとまだ、確実にできる日が決まってから発表したほうがよくないですか。

【山路委員】

もう発表しているじゃない。

【林会長】

もう発表しているんですが。

【事務局】

また調整させていただいて、連絡させてください。ほんとうに申しわけございません。

【林会長】

はい。特になければ今日はこれで終わりにしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、大変お疲れさまでした。これで今日の運営協議会を終わります。

— 終了 — (20:20)